

定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、発注者は、指定の取消し等の効力を生ずる日の6カ月前までに事業者はその旨と理由を付して通知しなければならない。

(事業者による指定管理者の取消しの申し出)

第82条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、発注者に対して、指定の取消しを書面により申し出ることができるものとする。

- (1) 発注者がこの契約の内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。
  - (2) 発注者の責めに帰すべき事由により事業者が損害または損失を被ったとき。
- 2 発注者は、前項の申出を受けた場合、事業者との協議を経て、管理業務の実施に関する措置(指定の取消を含む。)を決定するものとする。

(ネーミングライツ)

第83条 発注者は、指定期間内に本施設においてネーミングライツを導入する場合は、その旨を事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があった場合、事業者は、ネーミングライツパートナーが定める愛称の定着に努めるものとし、事業者が行う本施設の広報等において当該愛称を用いるとともに、イベント等の広報等において愛称が使用されるよう、主催者や施設利用者等に徹底するものとする。

## 第2節 本施設の維持管理

(本施設の維持管理)

第84条 事業者は、維持管理期間中、この契約等に従って、本施設の維持管理業務を遂行するものとする。

- 2 維持管理業務の内容および対象は要求水準書に定めるとおりとする。
- 3 事業者は、供用開始日から10年を経過した時点で維持管理期間開始の3か月前までに、要求水準書に従い本施設の長期修繕計画(事業期間終了後30年間のもの)を作成し、発注者に提出するものとする。また、事業者は、本事業の終了日の1年前までに、時点修正を行った長期修繕計画書を建物劣化調査報告書とあわせて発注者に提出するものとする。
- 4 維持管理業務の実施に要する費用は、要求水準書で特記するものを除き、光熱水費を含めすべて事業者が負担する。

(備品の管理)

第85条 事業者は、要求水準書に従い備品を管理し、修繕・更新等を行う。

- 2 事業者が発注者所有の備品を更新したときは、更新した備品の所有権は発注者に属するものとする。